

川崎市福祉人材バンク運営要綱

(目的)

第 1 条 福祉人材バンク運営事業は、地域住民に福祉についての啓発を行うとともに、福祉人材の育成及び潜在福祉人材の就労促進に必要な事業を実施し、福祉人材確保対策の推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は川崎市とする。ただし、事業を社会福祉法人川崎市社会福祉協議会に委託することができるものとする。

(事業内容)

第 3 条 福祉人材バンクの事業内容は次のとおりとする。

- (1) 福祉人材無料職業紹介事業の実施
- (2) 福祉サービスに関する啓発・広報事業の推進
- (3) その他、社会福祉従事者の確保に資する事業の実施

(運営方法)

第 4 条 福祉人材バンクの運営方法は次のとおりとする。

(1) 職員

ア 福祉人材バンクには、事業の管理運営に必要な職員をおくものとする。
なお、事業を適性かつ円滑に行うため、福祉に関して十分な知識を有する職員を配置すること。

イ 事業に従事する職員は、業務上知り得た法人、施設及び個人に関する秘密を厳守すること。

(2) 情報機器の積極的な活用

都道府県センターで利用している全国共通の業務ソフトによるコンピューター等の広範多岐にわたる積極的な活用により、求人・求職情報等の迅速かつ的確な情報提供、資料作成等を行い、効果的な福祉人材確保対策を推進すること。

(3) 報告等

ア 福祉人材バンクは、市長及び都道府県センターに求人・求職、斡旋状況等に関する業務実績について随時報告を行うこと。

イ 都道府県センターが実施する事業について協力、支援を行うこと。

ウ その他福祉人材バンクは、中央センター、都道府県センター及び近隣の福祉人材バンクと常時密接な連携を図りつつ、効果的な福祉人材確保対策を推進すること。

(4) 職業安定法との関係

ア 福祉人材無料職業紹介事業の実施にあたっては、職業安定法第 33 条に基づき、福祉人材無料職業紹介事業の許可を受けなければならない。

イ 福祉人材無料職業紹介事業の実施にあたっては、所管の公共職業安定所と常時密接な連携を図るとともに、当該職業安定所の指導を受けること。

(5) 関係機関及び団体との連携

福祉人材バンク運営事業を円滑かつ効果的に実施するため、対象地域の社会福祉施設経営者、職能団体、社会福祉教育機関、ナースセンター、その他必要とする関係機関等と常時連携を図ること。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 4 年 4 月 1 日制定の川崎市福祉人材バンク補助金交付要綱は廃止する。